

氏名・(本籍地) 濱田由美(東京都)
学位の種類 博士(文学)
学位記の番号 甲第88号
学位授与の日付 平成24年3月15日
学位論文題目 明治初期における学校制度実施への取り組み
論文審査委員 主査 宇高良哲
副査 小此木輝之
副査 蛭田道春
副査 堀口修

濱田由美氏 学位請求論文審査報告書

「明治初期における学校制度実施への取り組み」

論文の内容の要旨

日本の近代学校制度は、明治五(一八七二)年の「学制」頒布により始まったとされている。本論ではこの「学制」作成に際し、参考にされたとする諸外国の学校制度の中で、もっとも影響を受けたと思われるフランスとアメリカの学校制度を中心として、「学制」との関わりを確認した上で、受益者負担を原則とした学校制度の定着を計るために、地域住民がどのように対応して、学校制度を数量的に拡大していったのかを、主として経済的基盤である学資金の負担方法に視点を定めて考察しようとするものである。

本論は第一章の海外の学校制度、第二章の「学制」導入に向けて、第三章の学資金問題、その二、第五章の「学制」期における授業内容、以上の五章からなっている。

第一章では、日本の「学制」は主としてフランスの制度を参考に作成された。しかし『佛国学制』との類似点が多いことは事実であるが、日本の「学制」の大きな特徴としては全体の三分の一が「海外留学生規則」で占められており、海外の進んだ技術・知識の導入をもたらす留学生に期待がかけられており、海外の学校制度と大きく異なっていることが指摘されている。

第二章では、「学制」導入へ向けて、明治新政府は近代国家建設のために初等教育の充実が急務であった。そのため「学制」導入に際し、江戸時代以来の教育施設である寺子屋などは一蹴され、積極的に「学制」を推進している。

埼玉県事例では、「学制」頒布の翌年五月には各

区に公学の設置が決められている。さらに同年八月には「公私小学規則」が定められ、学校制度の導入が本格的に始められている。本来「学制」は全国を八学区に分け、それぞれを三二中学区、さらに二一〇小学区を設けることを原則としている。埼玉県の場合は三つの中学区があるので、六三〇の小学校を必要としたが、一時の設立は困難であり、明治七年当初は二三〇あまりの小学校が設立されていただけである。

また、「学制」導入に際して、旧来の寺子屋の師範と異なり、新しい近代的な教員の重要性が指摘され、各地に教員養成のための師範学校が設立された。

第三章と第四章は本論文の中心問題である学資金問題の記述である。第三章では、国や埼玉県レベルの学資金問題について総論として問題を整理している。第四章では、埼玉県の第十五区の学資金問題を行田周辺の在地の原物史料を新規に解説して、この学区がどのようにして学資金を捻出していたかその方法を分析している。

第五章では、「学制」期における授業内容として、「学制」では新しい授業内容を模索しているが、当時の民衆の生活に即応したものではなく、実際は読み・書き中心の寺子屋的な授業が実施されていたことを指摘している。

おわりにとして、「学制」期において、その制度実施の中心的役割を担ったのは学区取締であり、「学制」は受益者負担を原則としながらも、負担金額とか、学校設立など多くの問題が人民協議の上で決められていた。住民の納得が得られていたからこそ、民費依存の

制度にもかかわらず、寄附金だけでなく、各戸からの集金も滞りなく実施されたのであり、確かな資金確保の実現が、教育制度の定着拡大をさせたものと指摘している。

審査結果の要旨

本論文の構成は大別すると、第一章、第二章、第三章、第五章は、明治初期における学校制度実施への取り組みの全国、および埼玉県についての総論編である。第四章は学資金問題、その二として、埼玉県の第十五区行田周辺を取り上げ、行田周辺に現存する明治初期の教育関連の史料を自分で新規に開拓して、さらに解説して、この問題について具体的な事例編として考察している。

総論編では、関連史料が膨大であるため統計的にデータの処理を行い図表化して、できるだけ実証的に考察しようと試みている。これは本学の史学科の研究方法を踏襲しているものであり、一定の評価をすることができる。ただし、テーマが大きいのもっと多くの先行研究を参考にすることが将来への希望である。

事例編では、本人は修士論文時代からこの地域の近世の寺子屋である玉松堂について永年にわたり研究を続けてきた。そのため本論でも近世の庶民教育の中心であった寺子屋が同地域でどのように変化して、明治初期の学校教育へと移っていくのか関心を持ち、早くから埼玉県立文書館、行田市郷土博物館をはじめ在地の関連史料を手広く収集していたために、このような研究方法が可能になったのであろう。審査員一同が高く評価した内容である。

その具体的な内容を一部紹介すると次のようなものである。

北河原町の長谷川敬助が、第十五区の学区取締に任じられたのは明治七年四月のことである。この第十五区から「私学開業御願」が提出されたのは明治六年五月のことであり、上川上学校・南河原学校・上中条学校の三校は、いずれも寺院を教場に借り受けて開校している。受益者負担が前提の「学制」実施に際して、学舎新築による開校は資金面で難しく、この時期開校の学校の多くは寺院の借用を余儀なくされている。この寺院借用の状況はなかなか改善されず、第十四区・第十五区ではこの時期でも約八割の学校が寺院借用のままであった。

「学制」は、受益者負担を原則としていることから、授業料以外にも、義金・寄附金・各戸への集金など、様々な方法で資金徴収が実施されていた。村内の話し合い

により所有田畑の反別割りによる賦課金の支出が決められていた。また長谷川家に残された「一戸一銭制度授業料取立表」も、確実に全世帯からの集金を実施されていたことを裏付けている。

また賙育金制度が、現状維持を目的としていたことは明らかであり、学校数・就学率の増加とともに、資金不足が生じた際には、学区取締を中心として増額の話し合いがもたれていた。増額見積書の記述によると、学資金については、「賙育金・授業料・献附金外学区人民協議之上、出金セシ分」と記されていることから、各戸からの集金が滞りなく実施できていた背景には、人民協議による負担金の決定が大きく影響していたのである。

以上は、その内容の一部である。このように第十五区の具体的な事例をあげながら、第十五区の明治初期の学校制度の経済基盤について詳細に論じている。

本論の審査の総括としては、総論編では今後もっと多くの先行研究を勘案すればもっと重厚な論文になるが、現時点でも精力的に史料を分析しており、一定の成果をあげている。事例編は本論文の中核をなすものであり、今回新たに提示された新研究成果は高く評価できるものである。今後更にこのような事例研究が追加されることを期待するものである。

以上の審査結果により、本論文は課程博士論文として合格と判断できるものである。公刊については事例研究がもっと豊富になることを期待するものである。